

我精糖業の發達と關稅及消費稅との交渉

竹 中 龍 雄

六

明治四十年三月戻稅法の有効期限満了するに當り精製糖業者は斯業の尙幼稚にして而かも原料糖が國定稅率の高稅を受くるに反し精糖は協定稅率の四十四年まで効力を有する關係上、低稅の下に輸入することを得る故に到底其競争に堪え得ざることを理由として、戻稅法を通商條約期限満了期即ち四十四年迄繼續する必要ありと主張し、之に對して粗糖業者は戻稅制度の存在のため粗糖の發達が阻礙せられることを理由として此機會に乗じて斷然廢止すべしとなし、茲に精粗兩糖業者の激烈なる運動を見ることがなつた。

明治四十年第二十四回帝國議會に於て政府は國定稅率と協定稅率との間に存する矛盾を緩和するために條約改正まで之を維持するの必要を認め、而かも内地粗糖の保護を厚うすべきを感じ外國に對抗するため臺灣琉球沖繩の保護をはかるとの相背反せる二目的を理由として輕減繼續案を提出した。(註一)提案の内容は輕減策としては戻稅理論への妥當を理由として内地消費と外國輸出とを別ち、繼續の點については四十四年七月十六日を以て滿期とするといふのである。

此案に對しては贊成者と反對者と中間派との三様の議論を生じた。贊成者即ち戻稅繼續論者の論據は「臺

灣は到底精糖業者に供給する能はず」と云ふに盡きる。精製糖業者が當時二億五千萬斤の原料を需要したのに對して臺灣の産糖額は一億斤内外であつた。精製糖業者はこれに對して其品質は不良であり戻稅廢止を豫期して設立されて居り種子は劣惡で耗作方法が不完全であるとの點を指摘して其持説を強調する。反對論者は「戻稅は其實外國の原料糖を保護するに等しい。而かも臺灣は苦心經營の結果三十六年の五千萬斤、三十七年の八千萬斤をして今日の一億二千萬斤に達せしめた。近き將來に於て内地需要の原料を優に充し得べきは明かである」とて戻稅を廢止して内地粗糖を保護すべきことを主張し、原料糖は多少は時日を費すべきも原料糖發達の利益は精糖發達の利益よりも大なるを説いたのである。

かゝる精糖側と粗糖側との二極端の間に立つて中間派の議論は戻稅存続の必要を認めながらも其期間を短縮せんとするにある。彼等は我精糖業が外國のそれに比して遜色なき基礎にあるを指摘し、一方臺灣の糖業も今や苦戰奮闘の結果數千萬圓の會社も設立される程になり一二年を出でずして内地精製糖の需要する二億五千萬斤の原料糖は容易にこれに供給するを得るであらうと推察し、徒に協定稅率の名の下に戻稅を繼續するは粗糖業を害すること大なりとて明治四十二年三月三十一日を期限とすべしと提案したのである。

結局輸入原料糖戻稅法に次の如き改正が行はれることとなり中間派が勝を占めることとなつた。

第一條第一項 輸入の砂糖にして和蘭標本色相第十五號未滿のものを原料として政府の承認を得て精製糖又は氷砂糖を

製造したるものは其原料砂糖の數量より製造の際生成したる和蘭標本色相第十五號未滿の砂糖の數量を控除したる數量に對して左の割合を以て算出したる金額の下附を政府に請求することを得。

一、製品を内地消費に供する時

(イ) 和蘭標本色相第八號未滿のものを原料としたる時百斤に付金一圓四十五錢

(ロ) 和蘭標本色相第十五號未滿のものを原料としたる時百斤に付金一圓九十五錢

二、製品を外國に輸出する時

(イ) 和蘭標本色相第八號未滿のものを原料としたる時百斤に付金一圓六十五錢

(ロ) 和蘭標本色相第十五號未滿のものを原料としたる時百斤に付金二圓二十五錢 (註二)

原料糖輸入税二圓二十五錢より精糖の輸入税凡そ八十錢を控除せる一圓四十五錢を下附せば可なるべしとは内地産糖業者によつて主張され (參照「糖業政策參考書集」三三六—三三八頁)、東京經濟雜誌これに賛したけれども、結局採用されず、精製糖業は四十四錢乃至五十二錢の保護を受けることとなつた (註三) こと上述の如くであるけれども、其保護の程度が以前に比して引下げられたのは臺灣糖業者の運動に基くこと大なりと傳へらる。

(註一) 政府が此法案を提出せるに對し淺野陽吉氏は

「此戻税問題の起りました三十五年の當時に於ける今の大藏大臣阪谷君並に次官若槻君の素論は既に天下の知るところでございますのみならず前期議會に於ける關稅問題の際に今の若槻次官は殆んど政府の意見を代表して今尙戻税には反對である、是が廢止を希望するといふことは公言されてゐるのであります、のみならず尙一層緻密に政府の素論を調べますれば縱令期限をつけても戻税は内地に於ける一の有利なる産業即砂糖農業を此上もなく破壊するものであるといふことを斷言してゐられるのである、然るに本年に這入りましてより俄然として政府の政策は一變したのであります」

と詰問し、之に對して若槻次官は次の如く答へた。

「皆從來、戻税に反對したに一變したといふ御論でありますが三十五年に出來た當時の關稅は五分であります、百斤について三十錢余りを取つたのであります、之を戻さうといふのが當時の論でありますから百斤について五分の税は今回政府の發案致しました百斤について三十錢或は二十錢即ち五分を目當にして拵へた稅率であります、それを取得すると同様であります、それを廢さうといふのでありますから政府はそれに反對した次第であります、それから當時反對したときには日本の現狀によれば唯今淺野君の述べられた如く台灣大島沖繩等は余程砂糖を生産するには望のある地方でありますから是からして必要な原料を取れば消費物も取るといふ積りであります、當時は三億位は出來るといふことまで申して居つて然るに不幸にして丁度其時以來大きな戰爭等がありまして資本の供給などが余程不足を告げたといふことから政府が豫期した通りに此事業が進まなんだといふことである。是が三十五年頃の考と今日の考と大いに違はなければならぬ原因になるのであります、尙精製糖の外國輸出といふものは三十五年などは殆んどなかつたのである、内地の精製糖業に拵へたものは一昨年までは僅に二百萬圓位の金額であつた、是が昨年に至つて急速な進歩をして一千萬圓以上の輸出品を之によつてなすといふやうなことになります、此現象が又余程考へなければならぬ現象であつて三十五年には斯う云ふたから今日必ず斯う云ふ議論を唱へなければならぬと云ふことは斷じてないと考へますので政府では原案が至當と考へてゐます」

(註二) 故に此戻稅法は幾分輸出獎勵金制度の色彩を帯びたのである。

精 糖 輸 出 額

明治三十七年	一、七一六、三五一圓	二四三、〇七一斤
同 三十八年	二四、七一一、七九三	三、八六一、〇一六

同 三九年	八四、三四九、三一八	一〇、九八四、二〇四
同 四〇年	二四、六七二、二六二	二、五九一、六六七
同 四一年	二八、五七四、五三四	三、四五四、一五〇
同 四二年	四八、七四八、二五七	五、〇八二、六一七
同 四三年	六九、一三五、七九七	六、〇九七、七七〇

「砂糖に關する調査」一二四—一二五頁

三十九年の輸出の殊に顯著なるは所謂「協定率」の恩典を利用して無保護の地位にあるジャードン及バターフィルドの二香港精糖を中部支那より一時驅逐し得たるによるのである。

(註三)

	輸入關稅	戻 稅	差引關稅負擔額	
第一種糖	一・六五〇 圓	一・四五〇 圓	〇・二〇〇 圓	
第二種糖	二・二五〇	一・九五〇	〇・三〇〇	
(イ) 第一種糖を製成に供せる場合(殆んど稀なり)				
		協定輸入稅	關稅負擔額	差引保護稅
(1) 第三種糖に製成せる時		〇・七四八 圓	〇・二〇〇 圓	〇・五四八 圓
(2) 第四種糖に製成せる時		〇・八二七	〇・二〇〇	〇・六二七
(ロ) 第二種糖を製成に供せる場合				

(1)	第三種糖に製成せる時	〇・七四八	〇・三〇〇	〇・四四八
(2)	第四種糖に製成せる時	〇・八二七	〇・三〇〇	〇・五二七

七

高き消費稅に苦しめる精糖業はまたもや四十一年消費稅の増徴に逢遇することとなつた。

第一次西園寺内閣は明治四十一年度豫算案を調製せんとするに當り約一億五千萬圓の歲入不足を見たけれども、前議會に對する宣言を保持して固く非増稅及び非募債の政策を採り、一時借入金國庫剩餘金停廢給養費等を以て歲出を支へ、已むなくば兌換券を増發して歲入出の均衡を保たんとし、略閣議を決定し、之を元老に諮つた。然るに政府の計畫は四十一年度の歲入出をして均衡を保たせることを得るも其翌年以降に及んでは毎年巨額の歲入不足を告ぐべきこと明かであつた爲め、松方侯井上侯等は財政の前途に按じて政府の計畫を非議し大いに經費を節減し事業を繰延べ尙足りない時は若干の増稅を斷行して將來財政の基礎を鞏固ならしめることの要務なるを切論したのである。斯くて政府は終に其主張を擲つて増稅及事業繰延を以て四十一年度以降の財政計畫を定むることに決し、酒砂糖の兩稅を増徴し石油稅を新設する計を立てたのであつた。(工藤武重「帝國議會史綱」明治篇、一一九—一二〇頁)

即ち松田大藏大臣は衆議院當該委員會に於て増稅の理由を説明して次の如く言ふ。

「四十一年度の豫算を編成するにあつては最も財政を將來に鞏固に維持しなければならぬと云ふの方針よりして一方には既定歲出に多額の繰延を致し一方に四十一年度各省の新要求を殆んどそれを削つてしまつて尙此財政を鞏固に致す

には多少の増税を致さんければ將來に於て大に財政上の困難を致す、斯う云ふところよりして遂に金額は二千五百萬ばかりの見込を以て増税を致すことになつたのです、併ながら是は本案にも示す如く最初の年に於ては誠に收入するところは僅少な額に止つて居ります、即ち此増税は三種に止めてある、酒稅砂糖消費稅及石油稅でありますが此増税を爲すに當つて此三種の稅を選んだ、それは即ち此稅の性質に依つて分明なる如く總て是は間接稅であります、何故今回間接稅のみに増税を致すと云ふことにしたかと申しますれば御承知の如く間接稅は是は社會の發達するに従つて收入が増すものである、又是を國民が負擔を致すにも總て同一に負擔が出来るものである、……殊に苦痛を余り感ぜぬものである尙又歐羅巴各國の近時の傾向を調査致したる結果に依りますれば多くは間接稅を取る傾があるのです」

而して砂糖消費稅率に關し政府委員櫻井鐵太郎氏は衆議院當該委員會に於て次の如き説明を試みてゐる。

「……是迄の砂糖の消費稅を増設致しました時の成行を考へますと——非常特別稅の定率に對する割合を考へますと第一種が一割第二種が十七割五分第三種が一九割五分第四種が十七割七分斯う云ふ割合に定率に對して非常特別稅が増徴されて居る、然るに第三種が一番定率に對して非常特別稅が掛つた割合が強い十九割五分に當る今回砂糖に付て増收を圖らねばならぬと云ふ必要が起りました此砂糖の各種間の稅率の釣合を良くするには斯う云ふ風に割振つたならば宜からうかと云ふことを考へまして先づ非常特別稅で一番余計掛つた第三種の砂糖を中心として之に三割を増徴する斯う云ふことにしてそれから他の一種二種四種の釣合を取つたのであります、それで粗糖即ち一種二種との稅率は第一次の増徴のときに政府の提出致しました案に依りますと第一種糖は一圓第二種には一圓四十錢の増徴をしようとなつた案を致したのであります但し議會に於て第一種は一圓第二種は三圓斯う云ふ風に修正になつて第二種の稅率が余程高くなつた一圓の原案に對して三圓と云ふことに修正されたのであります、それ故に吾々の考へるところに依れば此第一種第二種

の釣合が悪くなつたと思ふのであります、それがために第二種糖の製造業には余程負擔が重く掛つたと云ふ形に見えたのであります、第二次の増稅のとき政府の提案を申しますと第一種には五十錢第二種には二圓八十錢と云ふ提案を致しましたが是に對して議會の修正に依りますと第一種は一圓第二種は二圓八十錢斯う云ふ修正に極つたのであります、それ故に第一種と二種の釣合は政府の考へて居りますところでは依然として釣合が取れて居らない、斯う云ふ考より致しまして今回は第二種の方では割合輕く第一種の方に割合を少し強味に掛けて一種二種間の權衡の取れるやうに茲に發案を附した次第でございます、第四種に至つては先刻も申します通り三割五分程に當ります、斯くの如く致しまして稅を増して參りますと其結果入りますところの砂糖の消費稅の收入は前同も申したことがあります、四十一年度に於て凡そ二百八十六萬圓ばかり増收が是に依りて得らるゝことになります。

此増收の計算を致しますに付ては増稅の結果は必ず此消費稅に付ては消費減を見て計算しなければならぬと思ひますから各一種から四種に至るまでそれ〴〵増稅を致しますには一割位の消費減は起ると云ふことを見込みますし又此一割と云ふ見込を立てました中には消費稅の増徴と云ふことになれば必ず見越輸入と云ふことも幾分有ると覺悟しなければなりませぬから收入の確實を期するためにそれ等の點を見込んで凡そ一割位は消費減と見込んで確實なる收入を得るやうにしようと云ふ計算で此改正案が立案されて居ります、此法律も公布の日より之を施行す斯う云ふことにしました、是は前の改正法案のときに述べましたと大體同様なる理由であります、殊に砂糖に付きましては外國より入つて來る見越輸入と云ふことが是迄も増稅の際に於ては屢々見た例でありますから、政府の收入を確實にし又商業界の秩序を紊さぬやうに此法律は確定次第直ちに施行すると云ふことに立案された趣意であります。」

此増稅案に對して非難の聲囂然として國內に湧き、非政府黨は勿論増稅に反對せるも、政府黨亦原案に賛するに躊躇し特に石油稅の新設を非議し、民間事業家亦斷然として起つたけれども、増稅案は遂に衆議院を

通過し、貴族院に於ても反對論盛であつたが亦遂に可決せられることとなつた。

此度の砂糖消費稅増徴は稅法審査委員會が現行稅率維持を決せるを顧みず敢行せられ、一般の消費高減少の結果政府の豫定せる收入を得られないではないかと憂へられただけあつて、一般に糖業を壓迫せること著しく、沖繩大島の糖業のこれがため壓迫を受けたことは翌第二十五回帝國議會に於て沖繩大島の糖業の利益の爲めに砂糖消費稅法中改正法律案が途中より輸入原料砂糖戻稅法中改正法律案委員會へ付託せられるに至つたことによつて明かであらう。

砂糖消費稅の増徴は精製糖業に對しても他の諸事情と相俟つて惡影響を與へた。即ち過般の大里精糖買收に於て過大資本化の弊に限れる大日本精糖は戰後勃興せし横濱神戸二會社の製造開始、殊に砂糖消費稅の増徴を見越して多額の製造をなし

年 度	精 製 糖 及 糖 白	直 接 消 費 糖		
		赤 糖	分 蜜 糖	計
明治三十九年	153,673,778 斤	208,374,699 斤	99,727,522 斤	308,102,221 斤
同 四 十 年	244,750,095	227,589,200	111,565,473	339,154,673
同 四 十 一 年	103,618,139	207,239,599	87,522,870	294,762,469
同 四 十 二 年	121,189,235	249,230,010	114,051,989	363,281,999
同 四 十 三 年	158,595,367	206,941,769	151,105,136	358,046,905
同 四 十 四 年	163,751,619	213,256,612	145,196,681	358,453,293

「台灣糖業統計」大正五年、五一頁

過剩生産の主因をなし一般經濟界の不況及消費稅増徴に基く内地市價の昂騰による消費額の減少(註一)銀貨の暴落による輸出糖の不振、戦後の勞銀金利及諸物價の騰貴に基く生産費の増加等によつて非常な窮境に陥り横濱神戸兩精糖會社亦困窮の間に在つた結果(佐野次郎、垣内幸太郎「本邦企業者聯合及合同」二〇七一〇八頁)三者間に生産制限カルテルが成立するに至り、つゞいて販賣カルテルの組織を見るに至つたのである。精糖に對する消費稅率の高過ぎたことは四十三年の消費稅率改正に於て明かに政府の認めたところである。沖繩大島等の糖業及精糖業が四十一年砂糖消費稅増徴の惡影響に苦しめるに對し獨り臺灣粗糖業は翌四十二年の議會に於て大問題となつた所謂「手心」の實行によつて其惡影響を免れ得たのであつた。故に一度「手心」が行はれなくなると二種糖に對する五圓五十錢の消費稅賦課は重過ぎるとの理由を以て四十三年の消費稅改正に於て「手心」の行はれた二圓五十錢の額丈けを減じ三圓とせられるに至るのである。

(註一)「白糖の需要減じ赤糖黒糖の需要増加するに至つた。是課稅の重き白糖を避けて課稅少き赤糖若くは黒糖を需要するものである。」(東京經濟雜誌明治四二、一、一六)尙前頁統計を參照せられたし。

八

臺灣の粗糖業を保護せんとせる政府は獨り此目的のために關稅を使用せるのみならず消費稅をも其道具に用ひたことは既に余の一言したところであるが、これがため精糖會社は消費稅改正増徴の度毎に議員に向ひ各種の運動を試み買収をなし、又他方脫稅を敢行し三十八年一度製糖業官營論を提起するに至つた。其の後臺灣糖業は關稅及消費稅に於て保護を受くるに止らず臺灣總督府は行政權を惡用して消費稅課稅に於て所謂

「手心」を用ひ二種糖を一種糖と檢定し、更に第三種糖に該當する所謂中白糖をも一種糖として消費稅を課したから、缺損を招くに至つた大日本製糖は政府の粗糖好遇に對抗するためと缺損會社を政府に賣付け巨利を博せんと試み四十一年製糖業官營論を持出し、政友會、大同俱樂部、進歩黨所屬議員其他の名士を買收して遂に所謂日糖事件を惹起するに至つた。而して日糖事件後は政府の精製糖業に對する態度大いに緩和されるに至つたと云はれる。

以上の事情は次に述べんとする四十二年の戻稅法改正問題の理解に必要なりと思考するものである。

四十二年三月戻稅法滿期を控へた第二十五議會では當然の推移として其繼續可否論に花を咲かせた。政府の提案は戻稅繼續案である。即ち四十年度に於ける政府の臺灣其他の内地に於ける内地粗糖計畫では四十二年三月に至らば原料糖自給可能なりと思惟されたのであつたが、四十二年に於ても原料糖二億萬斤の需要に對して一億千三百萬斤の輸入を必要とする程實績が擧らないので協定稅率廢止まで現行戻稅法を存續せしめんことを理由としたのであつて、若槻次官は一月二十七日の委員會に於て次の如く説明を試みた。

故に今日直ちに此戻稅制度を廢止するとせんか内地精糖業者は台灣其他内地產の原料糖のみを以て足らず勢ひ高稅を負擔せる輸入原料糖を使用せざる可からざることとなる結果内地產精糖保護の精神に背くこととなるを以て已むを得ず内地產精糖の今少しく發達するまで之を存續する必要あり。

然しながら假令自給されないにしても既に相當額の原料糖が臺灣に出来る以上戻稅の繼續は臺灣產原料糖を非常な困難に陥らしめるものと云はねばならない。故に政府は戻稅法を繼續すると同時に他方臺灣產原料糖に對して戻稅と同額の補助を與へることとしたのである。(註一)

砂糖消費稅法中改正法律案、内地精糖輸出獎勵金下附に關する法律案、關稅定率法輸入稅表中改正法律案、臨時砂糖消費稅法案の砂糖に關する四法案を當議會に提出して活躍した中川虎之助氏は最初臺灣產原料糖補助に氣付かざりしも、後これを知り政府案に賛し、(註二)戻稅法は遂に四十四年まで繼續することとなつた。

(註一) これによつて四十二年度に支出せる額は二萬圓、台灣分蜜糖が内地精糖會社の原料糖として賣込まれた額は四千萬斤であつた。而して台灣原料糖補助は翌四十三年に於て問題となつた。其事情を述べれば次の如し。

四十一年度一億三千萬斤なりし台灣粗糖產額は四十二年十一月より開始せる製糖期間に於ける豫想によれば少くとも二億萬斤を下らざるべくこれに琉球大島小笠原等所謂島嶼糖と稱するもの約八九千萬斤と九州四國靜岡等内地產の製糖一千萬斤を加算するときは直接消費に供せらるべきものは少くも三億萬斤以上に上るべしと豫想せられたのである。然るに需要高の方を見れば第一種及第二種需要高依然二億五千萬斤内外にして増加の傾向なし、尤も今日第三種第四種糖が不景氣と重稅のため消費を壓迫されその爲めに其需要を赤糖の範圍に移轉せしめられたる事情存するも斯の如きは一時的現象たるのみならず其程度は微弱であるとせられた。勢ひ生産過剩を生ぜざるを得なかつたのである。而してこの壓迫を最も痛切に感ずるものは台灣である。茲に於てか此生産過剩を如何に處分すべきかは台灣製糖業の最も苦心するところであり又糖業發達によつて台灣の開發を促進せんとする台灣總督府の大いに畫策を廻すところである。即ち四十二年十月上京せる大島民政長官は精粗兩糖業者を招いて其調和策を諮ると共に台灣粗糖を内地精糖の原料たらしめる必要を逕進し瓜哇其他外國輸入糖驅逐を以て國家全體の利益なる所以を説いた。其結果精粗兩糖業者は再三交渉を重ね遂に四十二年十一月次の如き精粗兩糖の協定を見るに至つた。

一、台灣糖業者は來年一月より三月迄を期限に總量二十五萬俵を限度として内地精糖會社に原料糖を供給すること

二、賣買値段は瓜哇斤量一擔に付六圓七十錢とし

三、製糖業者の供給歩合は各社製糖能力の按分比例により精糖業者の購買高は其共同販賣率による。

本協定成立の根源は臺灣糖業獎勵規則を適用して「原料糖製造補助」の異名の下に輸入原料戻税と同一恩典が台灣糖業に附與せられたるにある。

其額は原料協定高二十五萬俵に對し輸入原料免稅と同一額即ち百斤一圓九十五錢を乗じたる四十八萬七千五百圓である。蓋し戻税法は内地產の原料糖にこれを適用することが出来ない、何となれば政府は未だ嘗つて内地產原料糖に對し輸入税を徵せざる故戻税をなすことが出来ないのである。然し關稅によつて糖價は騰貴する故これを原料に供する場合には輸入原料糖と同一恩典に浴する必要があるのである。

本協定に於て台灣糖業者の利益を得たることは以上の説明によつて明かであるけれども精糖業者は果して如何なる利益を得て台灣糖業者を援助したのであらうか。

内地精糖業者に取つては本協定は一見何等の利害なき否却つて不利であるとすら見えるけれども、深く考察するときには利益あることを知り得るのである。何となれば日本製糖及横濱製糖は一方に於て瓜哇糖を輸入すると同時に他方原料糖採取地を得んが爲め台灣に於て製糖事業を經營してゐるのである。この利益は台灣に原料採取區域を有せざる神戸精糖の享有し得ざるところであるけれども元來明治四十二年に協定せる精粗兩糖業者の原料糖協定値段一俵に付六圓七十錢は其後瓜哇糖が歐洲甜菜糖諸國の凶作と米國の見越買占の影響を受け非常に騰貴し横濱着値段七圓二十錢を唱へるに至つては甚だ低廉である。勿論瓜哇糖の七圓以上に騰貴せるは稀有の現象であるけれども原料糖製造補助は四十三年度限りのものである。（參照、東洋經濟新報、第五百十四號、「台灣產原料糖補助と國庫及會社」及同誌、五百十

三號「台灣產原料糖補助の真相」

(註二)「私は此一圓九十五錢と云ふ現行の戻税の中から二十錢減じて其二十錢を他の方へ廻すと云ふ積りで先達まで其議論で居つたのでありますけれども此間中氣が注豫算委員の方の委員會などで臺灣の特別會計の方を見ませぬでしたが彼の方で見ますと云ふと新に台灣で原料糖が出来たのを再製工場の東京へ持つて來て此處で再製をしたら再製工場からは何程台灣の分を再製したかと云ふことの報告が台灣の方へ廻つて往くと台灣の糖業者がそれを總督府へ持つて往つて外國糖と同じやうに又一圓九十五錢の戻税を得るといふことに途が出来て居るです、さうなつて居るとすれば台灣糖と云ふものの原糖の方が外國の原料糖を保護するといふ喧嘩をする必要がなくなつてしまふ、さうすると台灣の原糖と外國から來る原糖この戻税率に付て喧嘩することがちよつと無くなつてしまふ、従つて内地の四國九州位に出來るところの砂糖といふものゝ多少は此外國原糖を保護する上から云ふと影響はないどころでございませぬけれども是等に對しては又私から彼の消費稅の方で何程か引下げることの案を出してあるのですから多少大島琉球九州四國邊の砂糖にも幾らか消費稅の方で又下ると云ふことが出來ると強て政府から出してある戻税率を二十錢減ずると云ふ修正は主張する必要がないと思ひますから原案で然るべしと考へます。」

九

四十一年の消費稅増徴が糖業一般に惡影響を及ぼしたことは上に述べた如くであるが、精糖就中第四種糖は政府が「砂糖は悪いものから良いものに進むと云ふ現象でございしますから三圓或は四圓の増徴では悪いものに需要が移ると云ふことはなからうと云ふ見込」を立てたにも不拘、事實は「第四種糖の消費高は他の砂糖に比較して非常に減じて來たのである。これは即ち第四種糖の稅率が余り高過ぎる結果砂糖の消費が低い

方へ移つて行くやうになつたので爲めに増稅の目的を達することが出来ない」と云ふやうな結果を見る」に至つたのである。更に第一種糖より第四種糖に至る間の均衡を訂正する必要が感ぜられ、且つ數度の増稅により消費稅は最低三圓より最高十圓の高きに至れるにも拘はらず、僅に四に分類せられたるに止るため各種糖間の隔りが非常に大となつた。斯くて四十三年遂に消費稅の全般的整理改正が行はれることとなつたのである。政府委員菅原傳氏は改正の理由及方針を一月二十六日の委員會の席上次の如く説明してゐる。

「本案改正の重なる點は砂糖稅率の改正及び砂糖の製造及加工に對する取締の規定を設ける此二點であるのであります、……稅率の改正を致しますに付てどう云ふ方針を執つたのであるかと申しますと此砂糖の各種別間の稅率の權衡を得せしめて各種別間の稅率の隔りを少くすると云ふことを第一の方針としたところであります、其結果大體に於て稅率が多少輕減せらるゝことになります、是が第二に執つた方針であります、而して此種別及び稅率を分配致すに付きまして關稅の關係内地糖と台灣との關係一般消費の狀況それ等のものを凡て參配致しまして稅率及種別に適當なる分配を致したのであります、御承知の通り砂糖の稅は當初設けられましてから以來三度稅率の改正が行はれて居るのであります最初最下級のものが一圓であつたものが三圓となり最初一番高いところの稅率の二圓八十錢であつたものが十圓になると云ふが如く稅率が非常に高まつて來て居るのであります、然るにも拘らず砂糖の種別は最初設けましたところの四の分類は今日迄其儘になつて居るのであります、それで砂糖の稅率の低い時代に於きましては四種の分類に致しまして置きましたも各種別の間の稅率の等差は僅かに六十錢であつたのでありますから四の分類位で相當であつたのでありますすがそれが今日の如き低い方の稅率は三圓である高い方の稅率は十圓であると云ふのにそれを四つの分類に致しますると各種別の稅率の差別が大變多くなると云ふことになりますそれで各種別間の稅率の差別を少なくしやう

とすると勢ひ種別を増すと云ふことが必要になつて參つたのであります、それで現今は第一種から第四種までの分類になつて居るのを二つ殖しまして第六種までに擴げると云ふことに致したのであります、然らば其稅率を設けるに就てどう云ふ標準を執つたのであるかと申しますと云ふと稅率を定めまするに就て第一に考へなければならぬのは粗糖と精糖との間の關係であります、現行の第一種第二種と云ふものは所謂粗糖であります、第三種第四種は精糖となつて居ります、粗糖と精糖との間の關係を第一に見たのであります、何故にそれを見なければならぬかと申しますと云ふと粗糖に付ては外國から這入りますところの砂糖に付て國定稅率が適用になつて居りますが、第三種第四種の精糖に付きましては外國から這入る砂糖に付ては協定稅率があります、併し其協定稅率と云ふものは此第三種に付きましては七十四錢八厘と云ふ低い定稅であります、それから第二種の國定稅率は二圓二十五錢であります、それから此外國から這入つて來る砂糖に付て粗糖と精糖との稅率の差が一圓五十錢二厘の隔りであります、それでありまして、若し之を消費稅を以て其關係を調和致さうとすると二種と三種とに少くとも一圓五十錢の隔りを置かなければならぬ、然らば粗糖の方の稅率額が精糖の稅率額より高いと云ふことになり、ますからそれで先づ茲に二種と三種との間に二圓の隔りを置きました、二種と三種との間に二圓の隔りを置くことと云ふことが相當であると先づ定めて置いて然る後に他の種別に對する稅率を分配する斯う云ふことになつて居ります、それから第二の稅率を分配する標準とも申しますか、執つたところのものはそれは斯う云ふことに致したのであります、現行の規定に従ひますと云ふと砂糖の第一種……樟入黑砂糖は二圓而して一番良いところの第四種の稅率が十圓になつて居ります、それで最低の二圓と云ふものと最高の十圓と云ふものをば其儘据置きましてさうして相互の間に於て其範圍に於て稅率を適當に分配するさう云ふやうな方法を執つたのであります、即ち最低の稅率最高の稅率は其儘維持して置いて其範圍に於て稅率を適當に按排した斯う云ふことであります、其結果此法案は現はれて居ります通り第一種の甲が二圓乙が三圓第二種が五圓第三種が七圓第四種が八圓第五種が九圓第六種が十圓

斯う云ふやうな事になつて居ります」

確定稅率は第一種を三つに分ち其一、樽入黑糖二圓、其二、樽入白下糖二圓五十錢、其三、其他のもの三圓とした。即ち第二種糖に屬し五圓五十錢の消費課を稅せらるべきところ所謂「手心」によつて事實は三圓しか課せられなかつた臺灣粗糖は「手心」を廢せられることとなり（台灣二種糖手心廢止の代りとして別に甘蔗千斤に對し一圓の獎勵金を受けた）、而も五圓五十錢の負擔は重過ぎると云ふ故を以て第一種糖の範圍を擴張し「其三、其他のもの」として「手心」の行はれた時通り三圓の課稅を受けることとなつた。即ち拓殖局刊行「臺灣之糖業」は云ふ。

「台灣の糖業就中赤砂糖製造に對し最も利益なる改正は明治四十三年三月法律第三十三號にして……斯業の發達上に多大の利益を與ふるに至れり」と。（同書、一七五頁）

十

協定稅率の拘束を脱して自由に商業政策を確立し得るに至つた四十三年の全般的關稅改正は砂糖について如何なる政策を執つたかと云ふに、第一種糖（和蘭標本十一號未滿）二圓五十錢（百斤に付、以下同じ）、第二種糖（和蘭標本十五號未滿）三圓十錢、第三種糖（和蘭標本十八號未滿）三圓三十五錢、第四種糖（和蘭標本二十一號未滿）四圓二十五錢、第五種糖（和蘭標本二十一號を超えるもの）四圓六十五錢、第六種糖（冰糖、棒糖、角糖、其他類似のもの）七圓四十錢、糖密、蔗糖含量六〇%を超えるもの一圓三十錢、其他のもの二圓五十錢、糖水、瓶入又は罐入のもの五圓三十錢、其他のもの十圓七十錢である。

此砂糖に關する關稅は四十三年の關稅改正に於て如何なる地位を占めたか。

若槻次官は云ふ、

「今度の關稅率の中で六割幾らの標準になつてゐるのが砂糖があります、其他六割位の標準になつてゐるものは殆んどないと申して宜しい、極く例外を除く外は」

更に木村長氏は二月十七日の委員會に於て

「保護の精神が何處にあるかと云ふことを過日來尋ねて居りましたが始めて此項目に於て見ることを得ましたが自分は此方の精神を知ることを得たを悦びますと同時に又此項目に現はれたと云ふことに付て多少の疑問を懷きましたのであります」

と述べてゐるのである。

四十三年の關稅改正によつて砂糖工業が如何に手厚き關稅保護を受けたかは池田貫道氏の次の計算によつて之を窺ふことが出来る。

「今新關稅率より台灣瓜哇の第二種糖に就き計算すれば左の如し。(百斤)」

糖價若くは生産費		運賃船賃保險料其他		計		關稅		合計	
東洋製糖生産費	圖	四・二〇五	〇・八〇〇	五・〇〇五	圖	—	—	五・〇〇五	圖
瓜 哇 糖 價		五・二五〇	〇・五二二	五・七七二		三・一〇		八・八七二	
差引東洋糖の利益								三・八六七	

瓜哇糖々價は七ヶ年の平均値段にして之れに諸掛及び關稅三圓十錢を加算すれば横濱着八圓八十七錢二厘を要し東洋製糖の生産費に諸掛八十錢を加へたるものと比較すれば百斤に付三圓八十六錢七厘の利益あるものにして今日まで六圓内外の瓜哇原料糖は爾來八圓以上の相場にあらざれば輸入する能はざるを以て台灣糖は自然其値段に近似するまで騰貴するは明白なる道理にして純益三圓八十錢を獲得すると異なる處なし。瓜哇糖業の最も豐作にして糖價低落し百斤四圓三十四錢を以て標準値段とし之に舊關稅率を加へたるものは左の如し。

差引東洋糖利益	糖價若くは生産費		諸掛		第二種糖舊關稅	
	圓	圓	圓	圓	圓	圓
瓜哇糖々價	四・三四〇	〇・五二二	四・八六二	二・二五〇	七・一一二	
東洋製糖生産費	四・二〇五	〇・八〇〇	五・〇〇五	—	五・〇〇五	
					二・一〇五	

右表の如く瓜哇糖最低糖價に舊關稅率を以てするも其價七圓十一錢二厘にして台灣糖の利益二圓十錢五厘なり。同糖の生産費五圓と假定するも尙一圓三十一錢二厘の利益を收得す。更に第二種糖にして内地に輸入せられ明治三十八年より同四十二年に至る五ヶ年最低價五圓九十五錢六厘と比較するときは

差引	横濱着糖價		舊關稅		新關稅	
	圓	圓	圓	圓	圓	圓
瓜哇糖	五・九五六	二・二五〇	八・二四六	三・一〇〇	九・〇五六	
東洋糖	五・〇〇五	—	五・〇〇五	—	五・〇〇五	
			三・二四一		四・〇五一	

即ち舊關稅を以て比較するも猶ほ三圓二十四錢一厘の余裕あり。況んや新關稅に於ては實に四圓五錢一厘の利益を收得するものにあらざや。之を以て粗糖の新關稅は高率に過ぐると云ふも敢えて不當にあらざるべし。第三種糖以上即ち

第十五號以上の半精糖及び精糖の關稅は今日まで國定稅率ありと雖も有名無實にして協定稅率に遵はざるべからざるを以て改正の必要あるは勿論なり。然れども舊國定稅率以上に改正すべき必要あるや。左に明治三十八年以後五ヶ年の内最低輸入糖價に舊國定稅率を加へたものと臺灣原料糖六圓五十錢に精糖費一切を一圓五十錢とし之れを加算して比較すれば左の如し。

	第三種輸入糖	第四種輸入糖	内地精糖	差 引
糖 價	六・〇六三	七・五七九	八・〇〇〇	
舊 關 稅	三・二五〇	三・五〇〇	一	
合 計	九・三一三	一一・〇七九	八・〇〇〇	
				第三種糖に對し 一・三一三
				第四種糖に對し 三・〇七九

内地精糖第三種糖の費用は第四種糖より遙に廉なるは當然なれども假に同一と見做し兩種糖の利益右の如し。」池田貫道「日本糖業新論」四三一—四三四頁

以上池田氏の計算は必しも正確なりとは云ひ難く、糖業一般が斯の如き大なる利益を得たりとは斷じ難いとしても、糖業に於けるカルテルが今次の關稅改正によつて維持確立されたことは明白な事實であるから、(參照、相良捨男「經濟上より見たる臺灣の糖業」一五四頁)それが過剩保護カルテル關稅を意味したことは否定出來ないであらう。(註一)

然らば政府は何故獨り糖業に對して斯の如き大なる保護を加へたのであるか。蓋しそれは今後從來の直接保護、關稅保護兩政策重用主義を棄てて専ら關稅保護主義を取らんとしたからである(註二)。精糖業に對する

保護は粗糖保護の均衡上の手段と云ふべきか。斯くて四十四年以後の精糖の發達は頗る顯著なるものがある。

(註一) なほ輸入原料砂糖戻税と云ふ變態的戻税は廢せられ新に輸出戻税が設定され糖業カルテルにとつて頗る好都合となつた。戻税の税率は和蘭標本十一號未滿のもの毎百斤二圓五十錢、同十五號未滿のもの、同三圓十錢、同十八號未滿のもの、同三圓三十五錢である。

但し糖業カルテルは輸出につきカルテル所屬會社の自由に委ね對支輸出同盟の如きは組織しなかつた。

砂糖輸出額		精糖	氷砂糖
		斤	斤
明治四十三年	六九、一三五、七九七		二四六、九〇八
同 四十四年	七六、八二一、八二七		二〇三、三〇〇
大正 元年	九〇、七五五、四〇六		一二九、八二六
同 二年	一六八、七六六、九二二		七一、四三五
同 三年	一三一、二六三、三三一		五九、七一五

〔糖業概覽〕大正八年、四八頁)

(註二) 河津博士は舊關稅率時代に於ては臺灣糖價は輸入糖價より高値にして而も「彼に於ては其價格を五圓迄に下ぐる事を得べきを聲明するに於ては此點に於ても亦對抗の準備なかるべからず。此に於て改正率に於ては更に其稅率を引上げて三圓十錢となし輸入三種糖と臺灣糖との差を減却し云々」(「本邦燐寸及砂糖論」九七頁)と述べられた

けれども舊稅率時代に於て臺灣糖價は果して輸入糖價より高値なりしや疑なきを得ないのみならず今度の稅率引上げの主なる理由を（表面上の口實はいざしらず）これが差を減却するに歸することには賛成し得ないのである。

「明治四十三年頃迄は其獎勵の主力は砂糖工業に向て傾注せられ四十四年以後は砂糖農業に對して傾注せられたる如し」（相良捨男「經濟上より見たる臺灣の糖業」三七四頁）と云ふのは直接保護についてのことであつて砂糖工業に對する保護は以後關稅保護の形に於て繼續せられたのである。

「主として輸入せられたるものは第二種糖及び第三種糖にして臺灣粗糖に比敵すべき第二種糖は關稅賦課額參圓拾錢なるを以て瓜哇糖の橫濱又は神戸沖渡値段段を五圓七拾七錢（過去七年間の平均値段にして原價五圓貳拾五錢、運賃保險料橫濱着にて五拾貳錢貳厘とす最低は四圓六拾八錢をレコードとし一昨年の如きは六圓六拾錢に上れり）とすれば關稅參圓拾錢を加へ八圓八拾七錢を以て本邦市場に於ける價格と爲すが故に臺灣糖は其生産費如何に係はらず砂九圓内外に引上げられ消費者は猶之に五圓の第二種内地消費稅を課せらるゝを以て結局百斤拾四圓以下にては糖を消費し能はざることと爲るなり。然るに一方糖業者の側にありては關稅の保障を受け絶對に外國糖の侵害を受けることなきのみならず之が保障なくとも既に幾分の利益を得るものが更に關稅の保障を受けて益々利益を増大ならしむるの有様を呈し居りて之を單に消費者の側より見れば當然廉價に消費し得べき砂糖を保護關稅賦課の結果高價にて購買せざる可らざる場合に立至り而かも其負擔は多く糖業者を利せしむるに過ぎざるが如き頗る不條理なる保護政策なりと認めらるゝも無理ならぬことと思はる。然ども之が爲に幼稚なる本島の製糖業者をして勃興の機運に向はしめ俄然として本島の一大工業たる地位を占むるに至らしめたる功は没す可らず要するに關稅は將來本島糖業の進歩改良に伴ふて生産費の減少するに至らば漸次遞減を要すべきものと見るの外なし」、日本銀行「臺灣の糖業」（大正三年二月二十八日附を以て検査役吉田銀三郎氏より三島總裁に呈せしもの）一一二——一三頁。

十一

大日本製糖株式會社累年營業成績概表

年 期	期末拂込 濟株金	利 益 金	配 當 金	平均配當率(年) %
明治二九年上半期	一五〇、〇〇〇	八、三七二・四〇一	五、三六四	一〇・〇
同 二九年下半期	二七六、六〇〇	一八、〇五九・四六五	一二、〇〇〇	一二・〇
同 三〇年上半期	三〇〇、〇〇〇	一六、一七五・八八六	一五、〇〇〇	一〇・〇
同 三〇年下半期	四五〇、〇〇〇	二一、七四一・一〇四	一八、七五〇	一〇・〇
同 三一年上半期	六〇〇、〇〇〇	一九、四七〇・〇五六	一五、七五〇	六・〇
同 三一年下半期	六〇〇、〇〇〇	五九、七〇七・三七五	四二、〇〇〇	一四・〇
同 三二年上半期	六〇〇、〇〇〇	七八、六五六・九三〇	四八、〇〇〇	一六・〇
同 三二年下半期	一、一四八、九九〇	七五、三四四・九三四	五七、九五八	一三・〇
同 三三年上半期	一、三〇〇、〇〇〇	一〇七、三二〇・五六一	七八、四三三	一三・〇
同 三三年下半期	一、四四〇、〇〇〇	一五四、九四六・二三七	一〇六、二五〇	一五・〇
同 三四年上半期	一、四四〇、〇〇〇	一七七、二三〇・八一六	一〇八、〇〇〇	一五・〇
同 三四年下半期	一、四四〇、〇〇〇	一三七、五六〇・五八八	一〇〇、八〇〇	一四・〇
同 三五年上半期	一、四四〇、〇〇〇	損二三三、六一七・八〇六	—	—

746

同 四四年上半期	九、二一七、二〇七	七四九、二八五・六八〇	二三二、五〇〇	五・〇
同 四四年下半期	九、四一九、一六七	八一四、七四一・〇四〇	二三二、五〇〇	五・〇
同 四五年上半期	一〇、一九三、七一五	八五三、〇六〇、二三〇	三〇六、〇〇〇	六・〇

〔臺灣糖業概覽〕一七三—一七四頁

我精糖會社が粗糖業に比し政府より不利なる待遇を受けたにも拘はらず以上の如き高率配當を持續し得たる所以のものは關稅の保護及原料糖戻稅にのみ之を歸することは出来ない。即ち我精糖會社が比較的高率配當をなし得たる理由を考へるに當り次の如き諸事情を注意しなければならないのである。

先づ精糖會社は粗糖の輸入稅につき三十二年三十六年三十七年三十九年四十四年の改正ある度毎に舊低稅率の下に巨額の粗糖を輸入し或は原料糖に供し或は直接消費に供して巨利を傳したのである。原料糖輸入高及其課稅斥數が年によつて非常の差異を呈する（參照「砂糖に關する調査」一〇六頁）所以の一原因は全く此關係に基くのである。

次に精糖業者は又消費稅改正ある度毎に其改正案の議會に提出せられ其法律となつて公布施行せられるに至る約二三ヶ月間を利用して或は直接消費の粗糖又は精糖の見越輸入を行ひ或は盛に精糖の見越製造を行ひ改正法律の施行前に納稅を了して巨額の偶然所得を得たのである。故に政府もこれに鑑みるところあり四十一年の改正に於て法案が議會を通過するや即日直ちに裁可を受け即日施行を命じ以て多少此弊害を防いだけれども、尙該消費稅増徴の風聞ありてより法律發布に至る迄少くとも二三ヶ月の期間を存したる故、充分に其目的を達し得なかつたと云ふことである。

輸入税消費税が屢々變更せられ改正の度毎に少なからざる増徴を來した結果は脱税を誘起し、殊に日露戰役後非常特別税として消費税増徴せらるゝやこの傾向顯著なるものがあつた。脱税に基く偶然所得は頗る多額に上つたと云はれてゐる。

明治三十八年二月までは精糖業者は其製造の際生成せる第二種糖の數量如何に拘はらず使用原料糖全部の戻税を受けたから生成せる第二種糖を賣却するに當つては恰も無税輸入の特權を與へられたると同一結果を生じ、一種の隠れたる獎勵金を受くる形となつた。同年以後第二種糖の戻税を廢止したけれども尙製造の際派生せる糖密に對して輸入税を賦課しないから糖密輸入税たる百斤に付八十五錢即ち從價四割を利得したのである。而かも尙戻税を受けることの出來ない二種糖の派生せる時は直ちに之を糖密の中に投入して原料糖全部の戻税を申請し、甚しきは第三種糖に糖密を塗布して糖密となし第三種糖に對する消費税を免れんとするもの少なからずと聞く。

最後に政府は所謂「協定率」によつて原料糖百斤につき精糖九十三斤として消費税を課税するけれども精糖會社は明かに原料糖百斤につき九十六斤内外の精糖を確實に得ると云はれるから精糖會社は消費税徴收上の手加減に基く保護を受けたのである。(註一) 現にこれは明治四十二年の議會に於て臺灣に於ける消費税課税上の手心問題と共に大問題となつたのである。

斯くの如くして精糖業者は獨り關稅及原料糖戻税によつて保護を受けたるに止らず其外主として偶然所得の形態に於て種々なる利益を獲得し以てよく高率配當をなし得たのである。

(註一) 三十四年の消費税法に於ては製品の原料として砂糖々蜜又は糖水を使用するものは之を消費と看做して課税し

但し豫め政府の承認を得て消費稅を課せられたる砂糖又は糖蜜を原料として砂糖糖水又は酒精を製造したるものは其消費稅に相當する金額の下附を請求し得たのであるけれども三十五年三月十一日の法律によつて稅法は一部改正せられ政府の承認を受け砂糖々水又は酒精製造の原料として製造場又は保税倉庫により引取らるる砂糖及糖蜜には消費稅を課さないことゝなつた。蓋し製造したる砂糖々水酒精に課稅すると同時に其原料たる砂糖糖蜜に對し戻稅をなすのは手續頗る煩に失し官民共に不便を感じたからである。「協定率」の生じたのはこの改正以後のことである。

結 び

以上の考察によつて我精製糖業は三十二年より實施せられたる關稅保護により出發點に於ける大なる促進劑を與へられ、三十五年の戻稅を受くるに至り略其基礎を確立することを得た。然るに協定稅率による稅權の束縛は臺灣糖業を保護せんとせる政府の政策を妨ぐることに大にして精糖業は常に不利の地位に立ち、斯業に於ける最初よりの顯著なる企業集中は關稅と政治運動との密接なる結合を招來して粗糖兩糖業共に眞面目なる經營を實行すること能はず我政治的資本主義の下に變態的發達を遂げ得たに止ることを明かにしたのである。而かも四十四年關稅改正に際して粗糖に對する關稅を全廢するを得ば精糖業は關稅保護を要せずして立派に獨立し得る否寧ろ斯くてこそ初めて清韓市場に發展を企畫し得るのであると斷じ得たのは（藤山雷太「精糖業と關稅」東洋經濟新報、五〇一號）鈴木藤三郎氏の先見の明を證するものと云ふべきであらう。然しながら臺灣糖業保護に急なる政府の下に於て且つ私の邪推かも知れませぬが大藏省でも大藏省通行行はれない、大藏省に對して臺灣總督府が幾らか壓迫を加へ又臺灣總督に對しては臺灣の糖業者が壓迫を加へる其臺灣の糖業者の後には何か知らぬが潜んでゐると云ふ」事情の下に於ては粗糖業者に對する關稅保護は全廢

すべくもあらず否却つて大なる引上げがなされた。田口卯吉は砂糖製造業は紡績業と共に我が國が比較的長所を有する産業であるといつたけれども粗糖保護政策は砂糖製造業の發達を抑制した。而も臺灣糖業に對する過大なる保護關稅は幼稚産業保護を以て理由附けられ、他日糖業進歩改良に伴ふて生産費の減少するに至らば漸次關稅保護の程度を遞減すべく望まれたけれども其後の事實は此期待を全く裏切つて所謂維持關稅の弊に陥つたのである。即ち我糖業はカルテル關稅の下に四十四年以後精粗兩糖兼營の傾向を大ならしめ變態的發達を續けることとなつたのである。然しながらこの間の詳細については稿を改めて之を論ずることとする。

「總て一工業の分科間に起れる紛議は徒らに兩者の職工若くは資本の多寡等を以て輸贏を定むべからず其孰れが最も望みや且其國の隆運に資するの多寡如何等大に酌量すべきことなり」(ロツシヤー)との原則は我糖業に於ては經濟性よりも寧ろ政治的關心によつて左右せられたのである。

追記、拙稿前號掲載分一三八頁二行目「妙なかつた」の但書として左の如く補遺す
但し、田口卯吉氏は例外であつた。

「……然り而して和蘭標本第十五號以上の砂糖に課稅するに當りても余輩は同一の困難の存すべき事を知るなり。蓋し現今に於て此等の砂糖を製造するものは單に二會社あるのみ。故に徵稅の手續は至りて簡單なりと雖も余輩は其の事の更に簡單に至らんを恐るゝものなり。何ぞや、此の會社も破産して全く納稅なきに至らん事を恐るゝものなり。余輩は日本を以て砂糖製造國となさんことを希望するものなり。余輩は紡績業の我國に適するよりも砂糖製造の我邦に適することを信ずるものなり。然るに之を中途に挫折するは頗る遺憾の事ならずや」(砂糖消費稅、東京經濟雜誌、

一〇六六號、鼎軒田口卯吉全集、第六卷所載)

三、の註二の末尾に次の如く補遺す

然しそれは目賀田氏個人の考で政府の案でなかつたこと勿論である。石川有幸政府委員は三月十三日の衆議院關稅定率法案審査特別委員會に於て戻稅をすると云ふ考へは未だないと斷言してゐるのである。

五、の註九の末尾に次の如く補遺す

關西の某砂糖業者は名を内地糖業保護の必要に藉り巨利を食らんとし切りに政黨間に祕密運動を試み、遂に政友會の黨議は第二種糖原案二圓二十五錢を三圓に引上ぐることを可決するに至つたけれども、政友會の修正意見は其功を奏さなかつた。津村秀松「現行條約の不備と關稅定率法の改正」國民經濟雜誌一ノ三、四七頁